

(別紙)

○ 課徴金額の計算方法について

- (1) 証券取引法第172条第1項の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた有価証券の発行価額の総額の100分の2に相当する額が課徴金の額となる。

平成17年5月23日提出の有価証券届出書及び同年6月29日提出の同有価証券届出書の訂正届出書について、

$990,000,000 \text{円} \times 2/100 = 19,800,000 \text{円}$

平成17年8月5日提出の有価証券届出書について、

$3,500,000,000 \text{円} \times 2/100 = 70,000,000 \text{円}$

平成18年1月6日提出の有価証券届出書について、

$1,600,000 \text{円} \times 2/100 = 32,000 \text{円}$

平成18年3月10日提出の有価証券届出書について、

$2,000,000,000 \text{円} \times 2/100 = 40,000,000 \text{円}$

- (2) 証券取引法第172条の2第2項の規定により、平成17年9月期半期報告書について、

① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(337,507円)

が

② 3,000,000円

を超えないことから、課徴金の額は3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円となる。

- (3) 証券取引法第176条第2項の規定により1万円未満切捨て。